

PTA規約 改正の概要（案）

令和6年3月6日

PTA役員・実行委員会

この度、PTA規約を改正することとなりました。

背景として、コロナ禍を経てPTA活動のあり方を見直す時期であること、また規約を改正することは学校における働き方改革を進めていく上でも重要であること、それにより保護者や教員が負担に感じることなく活動できることがPTAの本来の目的である「子どもたちのすこやかな成長」のための学校と保護者との協働につながっていくことになると考えています。

《改正の記載方法》

- ・大きな改正は、□に囲んで下に記載。
- ・短い文言の削除は、二重線で消去。
- ・短い文言の変更は、変更したものを記載し、下部に二重線。

《改正の概要》

【第14条（1）①②の提案】

- (1) ①6年を除く総務委員の中から1名の指名委員長を選出する。
- (1) ②6年を除く総務委員の中から各学年1名の計5名を指名委員に選出する。
- (1) ③教職員の中から1名の指名委員を選出する。

⇒今まででは総務委員から1名の指名委員長、学級委員から各学年1名の計5名を選出していたが、すべて総務委員会からの選出に変更。

⇒教職員は2名から1名に変更。

【第34条の提案】

常置活動部

- ・総務委員会
- ・広報委員会
- ・人権委員会
- ・青少年委員会
- ・保健体育委員会
- ・学級地域委員会

⇒会員活動部をなくし、すべて常置活動部に変更。

⇒成人教育委員会と人権啓発活動委員会を統合し、人権委員会に変更。

⇒保健給食委員会と体育厚生委員会を統合し、保健体育委員会に変更。

⇒学級委員会と地域委員会を統合し、学級地域委員会に変更。

【第35条（1）の提案】

- (1) 卒業対策委員会を特別活動部として設置する。

⇒今まででは6年生の学級委員に選出された方に活動をしていただいていたが、不平等であるため、特別活動部として6年全体から募る形に変更。